県民向けの旅行・宿泊代金割引・クーポン券配布事業 Q&A(**クーポン券・取扱い店舗用**)

番号	分類	質問	回答
1	概要	クーポン券配布事業の具体的な内容を教え てください。	県民割の適用を受ける県内旅行者に対し、宿泊施設が県内の店舗で使用可能なクーポン券を配布します。 旅行・宿泊代金 (1人泊)
2	概要	利用開始はいつからですか。	令和3年10月22日を利用開始日とします。 ※一部宿泊施設については、10月29日以降の配布となります。
3	概要	クーポン券の配布期間を教えてください。	対象宿泊施設に令和3年10月22日からキャンペーン期間中(令和4年(2022年)6月30日(木)まで)の宿泊を予約された方に宿泊日順でお渡しします。 ※一部宿泊施設については、10月29日以降の配布となります。 ※十分な予算を確保しておりますが、万が一、予算がなくなった場合はご容赦願います
4	概要	クーポン券の有効期限はありますか。	チェックイン日を含めて3日間となります。(連泊の場合も同様)
5	概要	12月31日にチェックインした場合、クーポン券 の有効期限は翌年の1月2日(宿泊の翌々日) になりますか。	
6	概要	クーポン券をもらうにはどのような申請が必要 ですか。	申請は必要ありません。 対象宿泊施設に令和3年10月22日からキャンペーン期間中(令和4年(2022年)3月31日(木)まで)の宿泊を予約された方に宿泊日順でお渡しします。 ※十分な予算を確保しておりますが、万が一、予算がなくなった場合はご容赦願います
7	概要	クーポン券はいつ、どこでもらますか。	宿泊施設でチェックイン時にお渡しします。
8	概要	宿泊日順とはどういう意味ですか。	対象宿泊施設にキャンペーン期間中の宿泊をされた順番です。 宿泊日の早い方から順番に配布します。 ※十分な予算を確保しておりますが、万が一、予算がなくなった場合はご容 赦願います ※予約した日が同じ日でも、実際の宿泊日によって配布対象となる場合とな らない場合があります。

9	概要	クーポン券進呈額はどのように算出するので すか。	オプションを含めた当該旅行に係る代金の総額を算出し、それを参加人数で割ることにより1人あたりの旅行・宿泊代金を算出します。 <例> 大人2人、乳幼児1人の家族旅行のケース 宿泊代大人1人11,000円、乳幼児0円 レンタカー代8,000円のプランを利用 旅行・宿泊代金総額 11,000円×2人+8,000円=30,000円 1人泊当たり代金 30,000円・3人=10,000円 ⇒1人当たり割引支援額5,000円 支援総額は5,000円×3人=15,000円 クーポン券は3名に各1,000円分配布
10	概要	同一施設に連泊した場合、クーポン券は1泊 ごとにもらえますか。	同一宿泊施設において連泊した旅行・宿泊代金の合計が10,000円以上であれば1,000円分、15,000円以上であれば2,000円分のクーポン券がもらえます。
11		1泊15,000円の宿泊施設に2連泊した場合、 4,000円のクーポン券をもらえますか。	もらえます。1泊の金額に応じてクーポン枚数をお渡しします。 内訳)1泊×2,000円分(2枚)×2日分=4,000円分(4枚)
12	再	他の支援制度と併用した場合、クーポン券配布の基準となる代金はどうなりますか。	市町等の支援制度を利用した場合、支援制度適用後の代金がクーポン券配布の基準額となります。 〈例〉 15,000円の宿泊で市町支援額が2,000円の場合 15,000円(宿泊料金)-2,000円(市町支援額) =13,000円(クーポン配布の基準代金) →1,000円のクーポン券がもらえます
13	概要	予算がなくなったら事業は終了するのでしょう か。	切れ目なく支援が行えるよう十分な予算を確保しておりますが、万が一、予算がなくなった場合はご容赦願います。
14	概要	チェックイン時には県民であることを証明する ものは必要ですか。	免許証や保険証等居住地を確認できるものをご提示ください。
15	概要	クーポン券は、紙の商品券ですか。	紙媒体のみです。
16	概要	使わなかったクーポン券は払い戻しできるの でしょうか。	払い戻しはできません。
17	概要	クーポン券の盗難、紛失に対しての保証はありますか。	盗難、紛失について発行者は責任を負いません。
18	概要	クーポン券を他の人に譲渡・販売することは 可能ですか。	クーポン券は進呈された本人のみが利用可能です。譲渡・転売等はできません。
19	対象	日帰り旅行もクーポン券は配布されますか。	配布の対象となりません。
20			該当者の旅行・宿泊代金が10,000円以上であればもらえます。
21	利用方法	クーポン券はどこで使用できますか。	本事業の参画事業者として登録が済んでいる店舗で使用できます。 ホームページの参画施設のリストでご確認ください。 【主な利用店舗】飲食店(観光協会が認めた店舗)、お土産物店(観光協会が 認めた店舗)、レンタカー、観光施設、文化施設等)
22		クーポン券が使用できないのはどんな店舗で すか。	本事業の参画事業者として登録されていない店舗 (飲食店(観光協会が認めていない店舗)、コンビニ・スーパー、ドラッグストア、衣料品店、家電量販店、遊興施設(麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、フィットネス、ネットカフェ、カラオケ店等)等)

23		クーポン券を利用出来ないものがあります か。	以下のものには利用いただけません。 ・出資や債務の支払い ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ・駐車料等の不動産に関わる支払い ・現金との換金 ・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反する店舗での支払い ・兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1項に規定する暴力団、又は第3号に規定する居舗での支払い ・兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と関わる店舗での支払い
24		寺社仏閣の拝観料、お守り代、宝物館入館 料などは、クーポン券を利用できますか。	利用対象施設であれば利用できます。
25	利用方法	おつりは出ますか。	お釣りは出ません。必ず1枚につき1,000円以上(税込)の購入に利用してください。
26	利用方法	クーポン券は同時に複数枚使用できますか。	使用できます。

■取扱店舗登録について

1	概要	クーポン取扱店舗の登録申請はいつからで すか。	登録申請を受付中です。詳しくはクーポン取扱店舗申請サイト (https://hyogocp.com/shinsei/)をご確認ください。
2	概要	クーポン券取扱店舗になりたいのですが、どう すれば良いですか。	本事業は県内旅行・宿泊業者を支援することを目的に実施することから、クーポン券の利用対象施設についても旅行関係の施設を対象としています。 詳しくはクーポン取扱店舗申請サイト(https://hyogocp.com/shinsei/)をご確認ください。 なお、スーパーやコンビニなど旅行とは関係のない施設については利用対象施設になることはできません。
3	概要	飲食店・小売・劇場などで、指定する観光協会会員であることが申請の必須条件となっていますが、「指定する観光協会」とはどこですか。	2020年7月に実施した「ひょうごで泊まろうおトク割引」の際に県から参画の打診をした46観光協会に(公社)ひょうご観光本部、(公社)兵庫県物産協会を加えた48団体となります。詳しくは募集要項に記載がありますので併せてご覧ください。
4	概要	飲食店(酒類提供有・無どちらも)は兵庫県の新型コロナ対策適正店認証制度の認証を取得する必要はありますか。	はい。兵庫県の新型コロナ対策適正店認証制度の認証が必要です。 認証については兵庫県のホームページにてご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html
5	概要	観光協会の会員ですが、GoToトラベルの地域共通クーポン対象施設の登録はしていません。GoToトラベルの地域共通クーポン対象施設にこれから参画し、本事業に参画をしたいのですが、どのようにすればよいですか。	先にGoToトラベル地域共通クーポン対象施設として申請後、本キャンペーンには「申請中」として参画申請していただくことができます。 GoToトラベル地域共通クーポンの対象施設として認定後は、GoToトラベル地域共通クーポンの事業者番号を事務局までお知らせください。 尚、GoToトラベル地域共通クーポン対象施設として認められない場合は、本キャンペーンの申請を取り消す場合がありますので予めご了承ください。
6	概要	キャンペーン期間中に対象施設から抜けることは可能ですか。	基本的にはキャンペーン終了まで参画ください。 やむを得ない事情がある場合は、事務局までご連絡ください。
7		GoToトラベル地域共通クーポンの業種登録 を「その他 雑貨店」でしていますが、実際は お土産物を販売しています。このような場合、 業種登録を「小売(お土産等)」に変更し、本 事業の参画施設になることは可能ですか。	適切な業種への変更は認めますが、事務局にお問い合わせください。

8		商工会、商工会議所として観光協会に加盟をしていますが、この場合、当該観光協会エリア内に所在する会員の飲食店、小売、劇場、観劇場、映画館、演劇場は「観光協会会員」として対象店舗になりますか。	該当します(ただし、GoToトラベル地域共通クーポン取扱施設又は登録予定であることが条件)。
9	概要	ショッピングモール内店舗の集合体として観光協会に加盟をしていますが、この場合、当該観光協会エリア内に所在する自団体の飲食店、小売は「観光協会会員」として対象店舗になりますか。	該当します(ただし、GoToトラベル地域共通クーポン取扱施設又は登録予定であることが条件)。
10	概要	宿泊施設として観光協会に加盟をしていますが、この場合、当該観光協会エリア内に所在する施設内の飲食店、小売、劇場、観劇場、映画館、演劇場は「観光協会会員」として対象店舗になりますか。	該当します(ただし、GoToトラベル地域共通クーポン取扱施設又は登録予定であることが条件)。
11	概要	兵庫県内に複数の店舗を持っていますが、 全店舗をまとめて申請できますか。	店舗ごとに取扱店舗の条件に合致しているかどうかを確認し、申請は店舗ごとに1件ずつ行ってください。
12	概要	「兵庫五国の名湯に泊まろうキャンペーン」と「GoToトラベル地域共通クーポン」共に利用施設として登録があります。どちらを基準に申請すればよいですか。	「兵庫五国の名湯に泊まろうキャンペーン」利用施設として申請を行ってください。
13	概要	クーポン券取扱店舗の登録申請期限はありま すか。	申請開始後、いつでも申請していただくことが可能です。 申請認定後、お手元にツール一式が届き次第クーポン券の利用を開始して 頂くこととなります。
14		クーポン券の利用代金はいつ換金してもらえ ますか。	事業開始後、1か月単位で換金申請を行っていただくことができます。当月末までの利用済みクーポン券と換金伝票をを翌月1週目に事務局の指定する場所に郵送していただきます。OCR処理後、計数結果を基にした代金を翌月末に申請時に登録のあった口座へ振り込みさせていただく予定です。尚、換金方法については登録完了後各店舗にお送りするツールに同梱しております運営マニュアルをご確認ください。
15	その 他	クーポン券についての問い合わせ先	ふるさと応援! ひょうごを旅しようキャンペーン クーポン券運営準備事務局 電話:078-335-8015 (受付時間:平日 10:00~18:00) ※キャンペーン開 始後は土日祝も受付 E-mail:ans@hyogocp.com